

2019年5月31日  
株式会社 東日本銀行

## 東日本ダイレクトバンキングサービス取扱規定改定のお知らせ

平素より、東日本ダイレクトバンキングサービスをご利用いただき誠にありがとうございます。

このたび、下記の通り東日本ダイレクトバンキングサービス取扱規定を改定しましたので、ご案内いたします。

改定後の規定は、従来からお取引いただいているお客さまも適用されます。

### 1. 改定内容（下線部を改定）

改正前	改正後
(届出事項の変更) 氏名、住所、電話番号、印鑑、ご利用口座等届出事項に変更があるときは、当行所定の方法により直ちに当行に届け出てください。（本規定第 15 条により取扱うときを除きます。）この届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。	(届出事項の変更) 氏名、住所、電話番号、印鑑、 <u>在留期限</u> 、ご利用口座等届出事項に変更があるときは、当行所定の方法により直ちに当行に届け出てください。（本規定第 15 条により取扱うときを除きます。）この届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。
(解約等) 5. お客さまに次の各号の事由が一つでも生じたときには、当行はこの契約を解約することができます。このとき、当行がお客さまにその旨の通知を発信したときに解約されたものとしします。 (1) (略) (2) (略) (3) (略) (4) (略) (5) (略)	(解約等) 5. お客さまに次の各号の事由が一つでも生じたときには、当行はこの契約を解約することができます。このとき、当行がお客さまにその旨の通知を発信したときに解約されたものとしします。 (1) (略) (2) (略) (3) (略) (4) (略) (5) (略)
(新設) 6. 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切であるときには、当行は本サービスを停止し、または預金者に通知することにより本サービス	<u>(6) お客さまが本規定、当行所定の普通預金規定（総合口座取引規定を含む。）または当座勘定規定の各条項に違反したとき。</u> (7) その他、本サービスの利用に適さない行

を解約することができるものとします。

(新設)

為におよんだとき。

6. 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切であるときには、当行は本サービスを停止し、または預金者に通知することにより本サービスを解約することができるものとします。

①お客さまが口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合

②お客さまが、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合

A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること

B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること

C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること

D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること

E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

③預金者が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一にでも該当する行為をした場合

A. 暴力的な要求行為

	<u>B. 法的な責任を超えた不当な要求行為</u> <u>C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為</u> <u>D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損しまたは当行の業務を妨害する行為</u> <u>E. その他AからDに準ずる行為</u>
(関係規定の適用・準用) 1. この規定に定めのない事項については、関係する規定により取扱います。	(関係規定の適用・準用) 1. この規定に定めのない事項については、関係する <u>預金規定集等</u> 、関係する規定により取扱います。

2. 規定改正日

2019年6月7日（金）

以上